

学 則 (抜粋)

第1章 校 名

第1条 本校は東京都立久留米西高等学校と称し、東京都東久留米市野火止2丁目1番44号にこれを置く。

第2章 総 則

第2条 本校は教育基本法および学校教育法に基づいて、高等普通教育をほどこすことを目的とする。

第3条 本校は全日制課程普通科であり、修業年限は3年とする。

第3章 学年・学期および休業日

第6条 学年は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第7条 学年を分けて次の3学期とする。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

第8条 休業日は次のとおりとする。

土曜日、日曜日、国の定める祝日、開校記念日、都民の日

夏季休業日…7月21日から8月31日まで

冬季休業日…12月26日から1月7日まで

春季休業日…3月26日から4月5日まで

その他、東京都教育委員会の定める日

第5章 入学・退学・休学・転学

第17条 退学しようとするときは、その事由を添え、保護者から校長に願ひ出るものとする。

第18条 校長は次の事由の一つに該当する者に対して、保護者の願ひ出によって休学を許可することができ

る。

- (1) 心身の故障のため3ヶ月以上の休養を要すると認められる者
- (2) その他特別な事由により、3ヶ月以上欠席している者で引き続き3ヶ月以上出席困難と認められる者

第7章 修了および卒業

第39条 校長は各学年の課程において本校所定の単行を修得した者に対して修了の認定を行う。

第40条 校長は本校所定の全課程を修了した者に卒業証書を授与する。

第8章 賞 罰

第41条 校長は学習活動その他において、高等学校生徒としてその模範とするに足る者を表彰することがある。

第42条 校長は教育上必要と認めたときは、生徒に懲戒を加える。

1. 退学
2. 停学
3. 訓告
4. 訓戒
5. その他

第43条 校長は次の各項の一つに該当する者に限り、学を命ずることがある。

1. 学校生活を送る上で問題があり、改善の見込がないと認められる者
2. 学力不振で成業の見込みがないと認められる者
3. 正当な理由がなくして、欠席の多い者
4. 学校の秩序を乱し、その他生徒の本分に反している者

者

第44条 学校所属の物品、その他の財産を破損したし紛失したときは、復旧または弁済させることがある

目 録 表

予 鈴	8 : 30
S. H. R.	8 : 35 ~ 8 : 45
第 1 時 限	8 : 50 ~ 9 : 40
第 2 時 限	9 : 50 ~ 10 : 40
第 3 時 限	10 : 50 ~ 11 : 40
第 4 時 限	11 : 50 ~ 12 : 40
昼 休 み	12 : 40 ~ 1 : 20
予 鈴	1 : 20
第 5 時 限	1 : 25 ~ 2 : 15
第 6 時 限	2 : 25 ~ 3 : 15
下 校	5 : 00

部活動は下校の15分前に終了

生徒心得

1. 登校・下校

- (1) 8時30分までに登校すること。なお、原則として午前7時30分以前には登校しないこと。
- (2) 午後5時までに下校すること。
- (3) 登・下校に際して自転車を使用して自転車を使用するものは届け出る。自転車は自転車通学許可ラベルを貼り、所定の場所におく。雨天時は雨ガッパを着用する。なお、バイク、自動車の使用を禁止する。
- (4) 休日は原則として登校を禁止する。ただし、部活動等で登校したい場合は、所定の手続きにより許可を得ること。この場合は、午前8時30分～午後5時までの時間内とする。その際は必ず生徒手帳を携行すること。
- (5) 時間外活動は原則として禁止する。ただし、部活動で居残りを希望する場合は許可を得ること。なお、延長時間は夏期（4月～10月）1時間半、冬期（11月～3月）1時間を限度とする。
- (6) 休業中については別に定める。

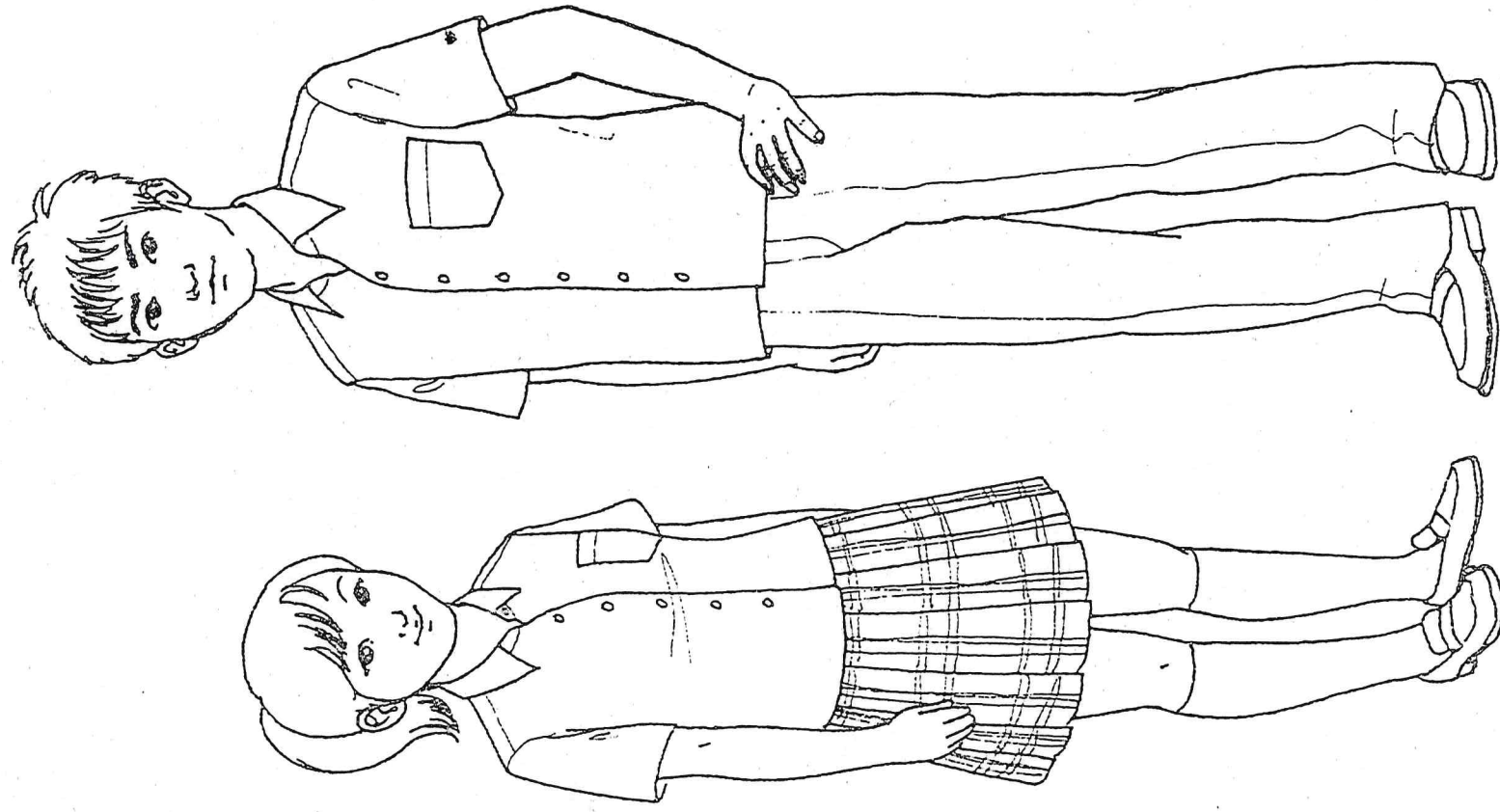
2. 服装

(1) 校服（学校規定のもの）

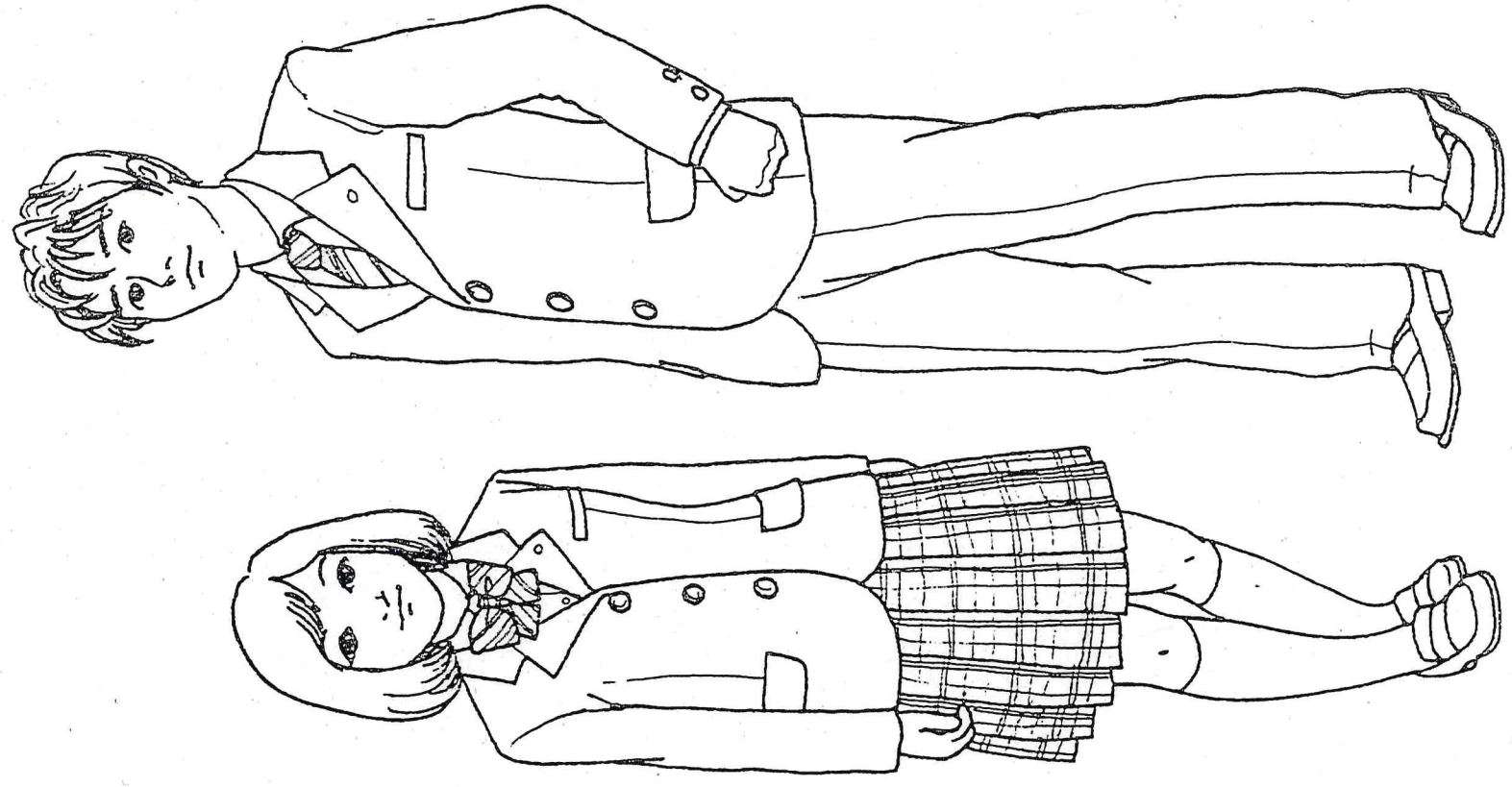
- ※ネクタイ、リボンは冬の服装時には必ず着用する。
- ※セーター、ベストの着用は認める。ただし、無地で、ネクタイ、リボンが見えるものとする。色については、濃紺または黒のみとする。

校服見本图

(夏服)



(冬服)



(2) 校服用の時期別

- 冬の服装 10月1日から5月31日まで
夏の服装 6月1日から9月30日まで
- (3) 校章 校章はブレザーの左襟につける。
(4) その他

ア. ソックスは白・紺・黒系統の無地とする。
イ. 冬期のタイツ着用を認める。色は黒の無地とする。

ウ. 通学には靴を用いる。靴箱には鍵をかけること。
エ. 上ばき(屋内・屋上)は学校指定のサンダル(学年別の色)を用いる。
(5) 頭髮は清潔で活動的なものとし、染色・脱色及び加工は禁止する。また、服装も常に清潔を心がけること。

(6) ピアス・ネックレス等一切の装飾品は付けないこと。

3. 校内生活

- (1) 社会生活の基本の場であるから礼儀、言葉づかい等に気をつける。特に、あいさつをきちんとすること。
- (2) 登校後は無断で外出しないこと。なお、校外への昼食等の買い出しは認めないが、やむを得ず外出するときは、必ず担任の許可を受けること。
- (3) 学校の施設、設備は公共の物であるから大切に使用すること。万一破損した場合は、ただちに担任または担当教諭に届け出ること。事情によっては弁償させることがある。
- (4) 放課後、集会等で教室を使用する場合は、その管理責任者の許可を得ること。

- (5) 多額の現金、貴重品等は学校に持ってこないこと。
所持品の紛失、盗難、拾得の場合は、ただちに生徒部に届け出ること。
- (6) 体育の実技や特別教室を使用するときは必ずHR教室を施錠し、所持品を十分管理すること。
- (7) 学校行事の集合を除き、校庭、テニスコートには革靴で入らないこと。

4. 清掃・美化

- (1) 各人の勉学の間である校舎内外では、ごみを落としたり落書きをしたりしないで、清潔・整頓・美化につとめること。
- (2) 清掃当番は放課後に決められた分担区域を清掃する。終了後清掃当番の責任者は分担区域の担当教諭に連絡し、点検をうけること。
- (3) 清掃用具は所定の場所に整理保管する。破損または紛失の場合は担当教諭に連絡すること。

5. 校外生活・その他

- (1) 校外においては社会人としての自覚に基づく行動をし、本校生徒としての誇りを保つこと。
- (2) 宿泊をとまなう旅行は所定の手続きに従い、事前に担任へ届けること。
- (3) 暴力行為・飲酒・喫煙・シンナー等の使用、無免許運転は厳禁する。
- (4) 登校・下校の途中では公衆道徳および交通規則を守り、他人への迷惑にならぬよう、また事故のないように十分注意すること。
- (5) アルバイトは原則禁止とする。

6. 届出・願出

事	届出先	届出期
遅刻	担任	事前又は登校直
早退・欠席・忌引(注参照)・住所変更		事前及びび2日以
自転車通学・旅行	担任及び授業担当者	事前
公欠		
学校内外での試合・集会・発表会への参加	生徒部	直後
学校内での文書等の掲示・配布		
盗難・紛失・拾得	生徒部	前日
破損		
休日登校・学校施設使用	生徒部	当日午後4時以
時間外活動		当日
異装・外出・用具使用・暖房器具使用		

注 忌引日数は次の通りとする。

父母7日 祖父母3日 兄弟姉妹3日

曾祖父母, 伯叔父母, 甥姪, 従兄弟姉妹1日。

様式19

年 月 日

教務	担任

忌引届

東京都立久留米西高等学校長殿

保護者氏名 _____ 印

1. 生徒 年 組 番 氏名 _____

2. 事由 _____

3. 期間 年 月 日から 年 月 日まで _____

(教務部保管)

様式5

年 月 日

旅行届

東京都立久留米西高等学校校長殿

保護者

㊦

第 学年 組 番氏名

下記要領により旅行いたしましたしますのでお届けいたします。

記

1. 目的・事由

2. 旅 程

	旅行先	期間	宿泊地 (連絡先)	交通機関
1				
2				
3				
4				
5				

3. 同行者

本人との関係	氏 名	年令	

4. 学割必要の有無 イ. あり ロ. なし (担任保管)

様式9

年 月 日

異 装 願

東京都立久留米西高等学校長殿

保護者

⑩

年 組 番氏名

の異装

を下記の通りお願いいたします。

記

1. 事由
2. 期間 年 月 日から 年 月 日まで
(担任保管)

異 装 許 可 証

年 組 番氏名

1. 事由
2. 期間 年 月 日から 年 月 日まで

東京都立久留米西高等学校

校長

担任

⑩

(注) 異装期間中は必ず携帯し、教職員が求めた時は提示する。

様式10

年 月

早退・外出許可願

年 組 番 氏名

下記のとおり早退・外出の許可をお願いします。

1. 月 日 時 分から 時 分ま

2. 事由

3. 外出先
(担任保管)

早退・外出許可証

年 組 番 氏名 下記の

とおり早退・外出を許可しました。

1. 月 日 時 分から 時 分ま

2. 事由

3. 外出先

年 月 日

東京都立久留米西高等学校

校長

担任 (印)

(注：外出中は必ず携帯し、教職員が求めた時は提示する。)

7. 台風、大雪や交通機関の停止等に伴う登下校について

本校では、電車、バス等の交通機関の停止、生徒の安全確保等を最大限に配慮し、登下校に関して下記のとおりに取り扱いますので、気象に関する情報、交通情報等についてテレビ放送等により小まめに情報を入手し、適切な判断をお願いいたします。

週休日や休日、長期休業日中の部活動等の登下校につきましても、同様の判断の下、部活動顧問教員と連絡をとり、指導に従ってください。

記

通学に利用している交通機関が登校時点で運休している場合は、生徒は無理な登校を避け自宅待機とします。当該生徒の欠席については配慮いたします。

下校の措置は、気象情報や交通機関の状況により適切に判断し、校内放送またはホームルームで連絡します。

また、これまでに経験したことのない大雨や大雪が予想され、以下に示す警報のいずれかが、東久留米市、清瀬市、東村山市、西東京市、小平市、練馬区、小金井市、武蔵野市のいずれかに発令された場合、生徒の登校は以下のようにします。

大雨警報、暴風警報、暴風雪警報、大雪警報 その他全ての特別警報

(1) 午前6時30分までに警報が解除された場合

- 平常登校（8：30登校：第1時限より授業）
- (2) 午前8時30分までに警報が解除された場合
→10：30登校（第3時限より授業）
- (3) 午前10時30分までに警報が解除された場合
→13：05登校（第5時限より授業）
- (4) 午前10時30分の時点で警報が発令されている場合は、全日臨時休校とする。

ただし、それ以降天候が回復した場合でも、登校禁止とする。

【注意】

- 警報等は気象庁の発表するものとする。
- 上記の警報が発令されていない場合は、平常時程とする。
- 東久留米市、清瀬市、東村山市、西東京市、小平市、練馬区のいずれかに上記警報の発令がない場合でも、居住区に警報が発令されている生徒は、無理な登校は控えること。
- 上記警報等が解除され授業が行われても、交通機関が不通あるいは乱れている等の場合は、生徒は危険のない範囲で登校すること。
(登校が不可能な場合は、必ず学校に連絡すること。当該生徒の欠席については配慮します。)

【参考】 気象庁本庁 天気相談所 03-3214-021
日本気象協会 (<http://tenki.jp/>)